

IV役員に対する訴え等

第1 役員解任・行為差止め

Logic

1.役員解任

第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

※会社と取締役の関係は民法上の委任契約(330条)→いつでも解除可能(民法651条)+善管注意義務(民法644条)が生ずる

※「正当な理由」＝(42事件のような傷病・取締役の違法・定款違反行為・経営能力の欠如の場合)「職務の遂行に耐えられない程度のもの」¹

※損害の範囲は、任期全体の報酬について当然に含まれる訳ではない

※任期を短縮する旨の定款変更決議によって、短縮された任期が満了した場合にも同項は類推適用できる(A16事件)。

※なお、役員解任の訴え(854条)という手段を念頭に置いておく

2.役員行為差止め

第三百六十条 六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。

3 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。

※監査役については385条

3.役員報酬

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益(以下この章において「報酬等」という。)についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額

二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法

三 報酬等のうち当該株式会社の募集株式(第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。)については、当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数)の上限その他法務省令で定

¹ 42事件解説3

める事項

四 報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権（第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

五 報酬等のうち次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該イ又はロに定める事項

イ 当該株式会社の募集株式 取締役が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にある場合は、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項

ロ 当該株式会社の募集新株予約権 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

六 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）については、その具体的な内容

（二項以降省略）

Pieces

1. 解任・職務代行

(1) 役員権利義務者（43事件）

ア 問題点

役員に欠員が出た場合には、「退任した役員」が「なお役員としての権利義務を有する」（346条1項）

→この人を解任請求（854条）することが可能か？

イ 考え方

「会社法346条1項に基づき退任後もなお会社の役員としての権利義務を有する者（以下「役員権利義務者」という。）の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実（以下「不正行為等」という。）があった場合において、**同法854条を適用又は類推適用して株主が訴えをもって当該役員権利義務者の解任請求をすることは、許されない**」

→①854条は役員権利義務者について規定していないこと②仮役員の選任申立が可能であり、仮役員が選任されれば、役員権利義務者はその地位を失うこと（要はわざわざ訴えをもって解任することの実益がない）、が理由。

(2) 職務代行者

ア 基礎知識

選任決議取消しの訴え等の仮処分として、当該取締役の職務停止及びその職務を代行する者を選任する場合がある（民保23条2項）。→この代行者の権限を定めたのが352条

イ 「株式会社の常務」（45事件）

「**会社の常務とは、当該会社として日常行われるべき通常の業務をいう**」のであり、取締役の解任を目的とする臨時総会の招集の如きは日常、通常の業務にあたらぬと解すべ